

令和8年2月26日

国土交通省 物流・自動車局長

石原 大 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会

会 長 永 井 良



廃棄物処理法による産業廃棄物の収集運搬業の許可をもつ業者に対する産業廃棄物の排出者の収集運搬委託の取扱についての要望

従来から廃棄物処理法による産業廃棄物の収集運搬業の許可をもつ業者については、数十年にわたり、適切に収集運搬業務を実施してきているところである。そもそも貨物とは「価値のある品物」であると辞書に記載があり、社会通念としてもそのように理解されているものであるので、いわゆる青ナンバーを取得していないことは、産業廃棄物の収集運搬行為を行えない条件とはならないと理解するものである。

このたび、貨物自動車運送事業法第65条の2が令和8年4月1日から施行されると承知しているが、産業廃棄物の排出者は、従前どおり、廃棄物処理法による産業廃棄物の収集運搬業の許可をもつ業者に委託が可能である点について、確認をお願いするとともに、その点についての周知をお願いしたい。